

壮警町告示第18号

平成28年壮警町議会第2回臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年3月18日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成28年3月25日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 平成27年度壮警町一般会計補正予算(第23号)について

○応招議員（9名）

1番 佐藤 恣君

3番 毛利 爾君

5番 真鍋 盛男君

7番 高井 一英君

9番 松本 勉君

2番 菊地 敏法君

4番 森 太郎君

6番 加藤 正志君

8番 長内 伸一君

○不応招議員（0名）

平成28年壮瞥町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年3月25日（金曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第38号ないし議案第42号

○出席議員（9名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
7番	高井	一	英	君	8番	長内	伸	一
9番	松本	勉	君					

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計管理者		小松	正	明	君
総務課長（兼）		工藤	正	彦	君
企画調整課長		庵		匡	君
税務財政課長		上名	正	樹	君
住民福祉課長		阿部	正	一	君
商工観光課長		齊藤	英	俊	君
経済環境課長（兼）		山本	貴	浩	君
建設課長	作	田	宏	明	君
生涯学習課長		小林	一	也	君
選管書記長（兼）		工藤	正	彦	君
農委事務局長（兼）		山本	貴	浩	君
監委事務局長（兼）		齋藤	誠	士	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋藤	誠	士	君
---------	----	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 28 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。  
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

7 番 高井一英君 8 番 長内伸一君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 38 号ないし議案第 42 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 38 号ないし第 42 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 本日、平成 28 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄大変ご多用のところ全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

臨時会に提出いたします議件は、議案第 38 号から議案第 42 号までの 5 件でございます。

その内容についてご説明申し上げます。

議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 21 号）。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 21 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 4,278 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 83 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 4,361 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、平成 28 年 3 月 17 日であります。

6 ページの事項別明細から説明をいたします。土木費、水道費で 83 万 1,000 円の追加、計で 9,162 万 1,000 円となります。簡易水道事業特別会計への繰入金であります。こちらは、道道立香南久保内線沿いの立香と南久保内字界付近で発生いたしました水道管の漏水に緊急対応するため予算計上するものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 83 万 1,000 円の追加、計で 8,721 万 5,000 円となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

次に、議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 10 号）。

平成 27 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 1 億 5,568 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 83 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,651 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、平成 28 年 3 月 17 日となります。

こちらの 12 ページの事項別明細書から説明をいたします。歳出の総務費、総務管理費、維持費で 83 万 1,000 円の追加、計で 3,712 万 9,000 円となります。維持費の修繕料となります。内容は、先ほど一般会計で説明したとおり、道道立香南久保内線沿いの立香と南久保内の字界付近で発生しました水道管の漏水に緊急対応するための経費となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 83 万 1,000 円の追加となり、計で 9,001 万 8,000 円となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 22 号）。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 22 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 4,361 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 26 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 4,388 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、平成 28 年 3 月 20 日となります。

こちらにも 18 ページの事項別明細書、歳出から説明をします。土木費、水道費、水道費で 26 万 8,000 円の追加、計で 9,188 万 9,000 円となります。簡易水道事業特別会計への操出金であります。こちらは、国道 453 号線沿いの久保内地区の小笠原宅付近前で発生しました水道管の漏水に緊急対応するため予算を追加計上するものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 26 万 8,000 円の追加、計で 8,748 万 3,000 円となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要

するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 11 号）。

平成 27 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 1 億 5,651 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 26 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,678 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、平成 28 年 3 月 20 日となります。

こちら 24 ページの事項別明細書のほうから説明をします。歳出の総務費、総務管理費、維持費で 26 万 8,000 円の追加、計で 3,739 万 7,000 円となります。維持費の修繕料であります。こちら 453 号線沿いの久保内地区、小笠原宅前付近で発生しました水道管の漏水に緊急対応するための予算計上となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 26 万 8,000 円の追加、計で 9,028 万 6,000 円となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、議案第 42 号 平成 27 年度壮警町一般会計補正予算（第 23 号）についてであります。

平成 27 年度壮警町一般会計補正予算（第 23 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 4,388 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 3,253 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 7,642 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の既定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 3 条 地方債の廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書から説明をいたします。33 ページになります。歳出の総務費、企画費で 693 万 3,000 円の追加、計で 1 億 2,986 万 8,000 円となります。定住促進・まちづくり推進事業につきましては、地方創生加速化交付金の採択決定に伴う予算計上となります。タウンプロモーション事業に 670 万円、定住自立圏事業に 23 万 3,000 円を計上するものでありますが、全額翌年度への繰り越しとなります。

農林水産業費、農業費、農業振興費では、財源区分の変更となります。地域づくり総合交付金の追加交付決定に伴う予算の変更となります。

次に、34 ページ、一般の 3 ページです。商工費、商工業振興費で 760 万円の追加、計で



1,702万1,000円となります。商工一般事業で660万円の追加、中小企業振興対策事業で100万円の追加となります。こちらも地方創生加速化交付金の採択決定に伴う予算計上となりまして、全額が翌年度への繰り越しとなります。

観光費で1,800万2,000円の追加となり、計で1億1,934万1,000円となります。こちらも地方創生加速化交付金の採択決定に伴う予算計上となりますが、観光振興一般で6万5,000円の追加、昭和新山国際雪合戦事業で150万円の追加、特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業で68万8,000円の追加、そうべつ情報館運営事業で1,574万9,000円の追加となります。こちらも全額が翌年度への繰り越しとなります。

次に、32ページの歳入です。国庫支出金、国庫補助金、地方創生加速化交付金で3,253万5,000円の追加となります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で760万円の追加、計で4,272万1,000円となります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で1,040万円の追加、計で9,788万3,000円となります。

町債の農林水産業債で1,800万円の減額、計で850万円となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、27ページ、第2表の繰越明許費であります。総務費の企画費ではタウンプロモーション事業で670万円、西胆振生涯活躍のまち構想負担金で23万3,000円、商工費では農商工連携事業で260万円、特産品開発支援事業補助金で200万円、道の駅テイクアウトコーナー検討事業補助金で200万円、壮瞥町起業化促進補助金で100万円、西胆振クラウドファウンディング事業負担金で6万5,000円、冬季アジア札幌大会関連事業補助金で150万円、壮瞥町観光協会事業補助金で68万8,000円、道の駅機能向上事業で1,574万9,000円の以上10件につきましては繰り越しとなります。

次に、第3表の地方債補正では、堆肥センター機能改善事業で限度額1,800万円について廃止とするものであります。

以上がこのたびの臨時会に提案いたします議件の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 42 号 平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 23 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 2 ページからです。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般 3 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入について。一般 1 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、3 表、地方債補正及び第 2 表、繰越明許費及び第 1 表、歳入歳出予算補正について。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号 平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 23 号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 28 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員